

39. 昭和29年度民間学術研究機関補助金交付について

〔諮問〕

文大術第368号
昭和29年5月13日

日本学術会議
会長 茅 誠 司 殿

文 部 大 臣
大 達 茂 雄

昭和29年度民間学術研究機関補助金交付に関する
諮問について

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第2項の規定により、
昭和29年度民間学術研究機関補助金の審査の方針及び対象の範囲
について諮問します。

注) 民間学術研究機関補助金申請機関は答申の研究機関名と同一
であるので省略した。

[答申]

学発第330号
昭和29年6月1日

文 部 大 臣
大 達 茂 雄 殿

日本学術会議会長
茅 誠 司

昭和29年度民間学術研究機関補助金の審査の
方針及び対象の範囲について

(昭和29年5月13日付文大術第368号に
よる諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議は、下記のとおり答申します。

記

1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号乃至第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 研究業績が優秀顕著であり、研究員、研究施設の相当充実している研究機関を重視すること。
- (2) 補助金の交付によって、事業が継続できる見透しを有する研究機関を対象とすること。
- (3) 学術上極めて特色ある研究を現に遂行している研究機関については、その研究業務に支障を来さないよう考慮すること。
- (4) 補助金の交付先及び額を決定するに当っては、文部省の民間学術研究機関助成協議会に諮り、その意見を聞くこと。その際、営利会社と関連のある研究機関については、研究の公益性を重視すること。

2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号及び第2号を基として、別紙のとおり認定する。

認定の符号中、A及びB（A'はAに準ずるもの）は助成するに適格なものの順位を示し、Cは不適格なもの（この際は該当するものなし）を示す。

研究機関名	認定欄	研究機関名	認定欄
東洋文庫	A	資源科学研究所	A
民俗学研究所	A	計数研究所	A
部落問題研究所	A	小林理学研究所	A
日本民族学協会	A	徳川生物学研究所	A
野間教育研究所	A	服部植物研究所	A
陽明文庫	A	山階鳥類研究所	A
徳川林政史研究所	A		
日本常民文化研究所	A'	電気磁気材料研究所	A
		豊田理化学研究所	A
日本太平洋問題調査会	A	名古屋産業科学研究所	A
中国研究所	A	金属工業研究所	A
		応用科学研究所	A
三菱経済研究所	A	電機応用研究所	A
政治経済研究所	A	石炭総合研究所	A
世界経済調査会	A	鉱産資源研究所	A
九州経済研究協会	A	日本色彩研究所	A'
国民経済研究協会	A		
法政大学大原社会問題研究所	A	木原生物学研究所	A
金融財政事情研究会	B	日本農業研究所	A
蚕糸科学研究所	A		
日本園芸生産研究所	A'		
労働科学研究所	A		
化学療法研究所	A		
乙卯研究所	A		
医薬資源研究所	A		
長尾研究所	A		
癌研究所	A		